

製品安全データシート

会社情報



会社: ミルテニーバイオテック株式会社
住所: 東京都江東区冬木16-10 日通永代ビル5F
担当部門: マーケティンググループ
電話番号: 03-5646-8910 Fax番号: 03-5646-8911
作成(改定)日: 平成23年2月21日

製品情報

製品名	カタログNo (オーダー番号)
Stemgent Purified Rabbit anti-Mouse/Human Pax6 Antibody	130-095-598

チメロサル 0.03% 含有

製品の一般的情報: 無色の液体。-20°C保存。

組成、成分情報

単一製品・混合物の区別: 混合物(毒物)

化学特性に関する情報:

危険有害成分の化学名(一般名、別名): チメロサル (エチル水銀チオサリチル酸ナトリウム、
ナトリウム=エチル水銀=2-スルフィドベンズアート) (Thimerosal)

含有量: 0.03% 含有

化学式: $C_9H_9HgNaO_2S$ (404.81)

CAS No.: 54-64-8

以下、チメロサル単一物質としてのデータシートとなります。製品の濃度に関わらず、単一物質と同様のお取り扱いをお願いいたします。

危険有害性の要約

最重要危険有害性及び影響: 急性毒性物質

応急措置

吸入した場合:

直ちに新鮮な空気のある場所に移し、安静にして速やかに医師の手当を受ける

皮膚に付着した場合:

汚染した衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる

触れた部分を直ちに多量の水で洗い流し、必要であれば医師の処置を受ける

目に入った場合:

直ちに清水で十分に洗い流した後、眼科医の処置を受ける。

飲み込んだ場合:

口をすすぎ、直ちに医師の手当を受ける。

火災時の措置

消火方法:

火元への燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。
消火作業は風上から行い、消火を行う人は適切な保護具を着用する。

消火剤: 水スプレー、泡、粉末、二酸化炭素、乾燥砂類。ウォータージェットは使用しないこと。

特有の危険有害性: 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

漏出時の措置

人体に対する注意事項:

風下の人を退避させ、関係者以外の立ち入りを禁じる
皮膚や眼への接触および塵の吸い込みを最小限にするため、保護具を着用し風上から作業する
紙タオルなどの吸収剤で完全に回収後、汚染された場所は多量の水を用いて洗い流し、換気する

環境に対する注意事項: 河川等に排出されないように注意する

取扱い及び保管上の注意

取扱い:

蒸気の吸入、および、目、皮膚、衣服への接触を避けるよう、適切な保護具を着用する
作業終了後は手洗いを十分に行い、作業衣等に付着した場合は着替える
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え又は引きずるなどの粗暴な取扱いをしない

保管: 密栓した後、冷凍庫もしくは冷暗所に保管すること
鍵のかかる毒・劇物保管庫に保管すること

暴露防止及び保護措置

設備対策:

蒸気の発生源を密封する設備又は局所排気装置を設ける
取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する

保護具: 状況に応じ、保護手袋、保護眼鏡(ゴーグル)、保護衣、防塵マスクなどを着用する

物理的及び化学的性質

外観: 白色～淡黄色結晶性粉末

溶解度: 水に可溶 5E+005mg/L (実験値) : PHYSPROP (Access on Aug. 2008)

安定性及び反応性

安定性: 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
反応性: データなし。

有害性情報

急性毒性 (経口): GHS 区分3:ラット LD₅₀ 75 mg/kg
眼に対する刺激性: GHS 区分2B
皮膚感作性: GHS 区分1
生殖細胞変異原性: GHS 区分2
発がん性: GHS 区分2 (ラットの発がん性試験)
生殖毒性: GHS 区分1B
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露): GHS 区分2 (血液系、腎臓、中枢神経系、皮膚)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露): GHS 区分1 (中枢神経系)

環境影響情報

データなし。

廃棄上の注意

原則として毒劇物ではないものにしてから廃棄すること(毒劇法施行令第40条)
処理に関しては、適切な防護具を着用し、十分な知識を持つ専門家に相談して行うこと
許可を受けた産業廃棄物処理業者に、水銀を含む廃液または廃棄物として、処理を委託する

輸送上の注意

漏れ、転倒、落下、損傷等がないように積み込み、煮崩れの防止を確実にし、粗暴な取扱いをしないこと
国連分類: クラス 6.1 (毒物PG3)
国連番号: 2025

適用法令

毒物及び劇物取締法	毒物(指定令第1条)(政令番号:17)
大気汚染防止法	優先取組物質(中央環境審議会答申)
水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、令第2条、排水基準を定める省令第1条)
海洋汚染防止法	個品運送PP(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) (政令番号:1-175)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・ 別表第1の2第4号1・昭53労告36号)
労働安全衛生法	通知対象物質(政令第18条の2別表第9の33:アルキル水銀化合物 0.1%未満)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

参考文献

GHS対応ラベル・モデルMSDS情報（安全衛生情報センター(JAISH)）
化学物質規制・管理実務便覧（新日本法規）

上記の情報は調査して記したものです、全てを網羅しておりませんので、取扱いの際には十分注意して下さい。
記載のデータや、有害性の評価に関しては、いかなる保証も与えるものではありません。
